平成 24 年度刑務官採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

平成 24 年６月 20 日　　人事院事務総長　尾西　雅博

1　試験の名称　平成24年度刑務官採用試験

2　試験の区分　刑務A、刑務A（社会人）、刑務B、刑務B（社会人）、刑務A（武道）及び刑務B（武道）

3　地域試験　それぞれ次表に掲げる地域試験に区分し、実施する。

地域試験	地域の範囲（採用官署が所在する地域の範囲）
刑務A北海道地域 刑務B北海道地域 刑務A（社会人）北海道地域 刑務B（社会人）北海道地域 刑務A（武道）北海道地域 刑務B（武道）北海道地域	北海道
刑務A東北地域 刑務B東北地域 刑務B（社会人）東北地域 刑務A（武道）東北地域 刑務B（武道）東北地域	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
刑務A関東甲信越静地域 刑務B関東甲信越静地域 刑務A（社会人）関東甲信越静地域 刑務B（社会人）関東甲信越静地域 刑務A（武道）関東甲信越静地域 刑務B（武道）関東甲信越静地域	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県
刑務A東海北陸地域 刑務B東海北陸地域 刑務A（社会人）東海北陸地域 刑務B（社会人）東海北陸地域 刑務A（武道）東海北陸地域 刑務B（武道）東海北陸地域	岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県、福井県
刑務A近畿地域 刑務B近畿地域 刑務A（社会人）近畿地域 刑務B（社会人）近畿地域 刑務A（武道）近畿地域 刑務B（武道）近畿地域	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
刑務A中国地域 刑務B中国地域 刑務A（社会人）中国地域 刑務B（社会人）中国地域 刑務A（武道）中国地域 刑務B（武道）中国地域	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
刑務A四国地域 刑務A（社会人）四国地域 刑務A（武道）四国地域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
刑務A九州地域 刑務B九州地域 刑務A（社会人）九州地域 刑務A（武道）九州地域 刑務B（武道）九州地域	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
刑務A沖縄地域 刑務A（武道）沖縄地域	沖縄県

なお、刑務B区分の四国及び沖縄地域、刑務A（社会人）区分の沖縄地域、刑務B（社会人）区分の東北、四国、九州及び沖縄地域、刑務B（武道）区分の四国及び沖縄地域の地域試験は行わない。

4　対象官職　係員の官職のうち、刑務官の官職

5　給与　この試験に合格し、採用された者が「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける場合の俸給月額は、原則として次のとおりであるが、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」第９条第１項により、下記の金額から、俸給月額に100分の4.77を乗じて得た額に相当する額が減ぜられ支給される。

（試験の区分）	（適用俸給表）	（俸給月額）
刑務官	公安職俸給表㈠	１級３号俸　161,500円
刑務官（社会人）	公安職俸給表㈠	１級３号俸を基準とし、採用前の経歴を勘案して決定される。

なお、このほか、法律の定めるところにより、諸手当が支給される。

6　受験資格

⑴　試験の区分「刑務A、刑務A（武道）」
昭和58年４月２日から平成７年４月１日までに生まれた男子

⑵　試験の区分「刑務B、刑務B（武道）」
昭和58年４月２日から平成７年４月１日までに生まれた女子

⑶　試験の区分「刑務A（社会人）」
昭和47年４月２日以降に生まれた男子（⑴の受験資格を有しなくなった者に限る。）

⑷　試験の区分「刑務B（社会人）」
昭和47年４月２日以降に生まれた女子（⑵の受験資格を有しなくなった者に限る。）

ただし、日本の国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は、受験することができない。

7　第１次試験

⑴　試験種目

ア　刑務A、刑務A（社会人）、刑務B及び刑務B（社会人）
基礎能力試験及び作文試験　（第１次試験合格者の決定は、基礎能力試験の成績により行い、作文試験は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合する。）